

質問に対する回答について掲載します。

受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答

91004

工 事 名 工事箇所名	平成 29 年度 松本トンネル有料道路 トンネル定期点検業務 松本市 松本トンネル
回 答 者	長野県道路公社理事長
担当者氏名	松本トンネル有料道路管理事務所長 林 寛 所長補佐 百瀬 宗

No.	質 問	回 答
1	<p>・公告文 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (4) 同種業務の実績に関する要件に「走行型計測技術を用いたトンネル点検の実績を有する者。」とあります。 「トンネル点検における覆工調査（電磁波地中レーダー探査）において、縦断方向に、平行する 6 測線（上り車線を 3 測線、下り車線を 3 測線）を設定し、トンネル点検車を用い低速で移動しながら正確にアンテナを走査させ波形データを電波で取得した。その記録されたレーダ信号の極性により空洞部と健全部の画像及び波形を読み取り、覆工背面の空洞部と崩落部の判定を行った。」 これは同種業務実績として認めていただけですか。</p> <p>（質問：平成 29 年 6 月 23 日）</p>	<p>(4) 同種業務の実績に関する要件の「走行型計測技術を用いたトンネル点検の実績」とは、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・従来のトンネル定期点検における交通規制と比較して、交通阻害を生じさせない速度で走行し、計測した場合を実績としています。・計測については、レーダーにより覆工背面の空洞部と崩落部の計測を行ったものは実績としていません。 <p>なお、同種業務の実績の判断は、落札候補者となった時点で、提出された「入札参加資格要件審査資料」をもとに行いますが、ご質問のケースは、該当しないと思われれます。</p> <p>（回答：平成 29 年 7 月 3 日）</p>